

引き上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)の予算額

地方消費税交付金の交付配分：消費税率5%の場合(国4% 地方1%) ⇒ 消費税率8%の場合(国6.3% 地方1.7%)
 ⇒消費税率10%の場合(国7.8% 地方2.2%。ただし、経過措置により令和2年度について2.1%)
 ※この2.2%のうち、地方配分の1.2%の引き上げ分(社会保障財源化。ただし令和2年度については2.1%のうち、1.1%))については
 町が行う社会保障施策に要する経費(社会福祉・社会保険保健衛生)に充てることとされており、町では下記の社会保障施策に充当を行います。

6款 地方消費税交付金	令和6年度 当初予算額	219,000千円	内 引き上げ分	120,000千円
-------------	-------------	-----------	---------	-----------

(単位:千円)

施策名	事業名	経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国・県支出金	地方債	その他	引き上げ分の地方消費税交付金	税等
社会福祉	障害者福祉事業	308,708	216,271		6,675	10,000	75,762
	高齢者福祉事業	69,478	2,007		9,058		58,413
	児童福祉事業	452,485	201,475		86,981	26,000	138,029
	母子福祉事業	4,600	2,216				2,384
	その他事業	113,723	47,891		11,595		54,237
社会保険	介護保険事業	256,590	15,014			21,000	220,576
	国民健康保険事業	105,661	51,570			14,000	40,091
	国民年金事業	232	232				0
保健衛生	高齢者医療事業	284,285	47,455		6,784	25,500	204,546
	病院事業	19,500				19,500	0
	疾病予防対策事業	78,667	1,834		21,007	4,000	51,826
	医療提供体制確保事業	13,557					13,557
	その他事業	466,467	51,624		56,278		358,565
合 計		2,173,953	637,589	0	198,378	120,000	1,217,986